

令和 8 年度
京都外国語短期大学

学 則

第 1 章 総則

(目 的)

第 1 条 京都外国語短期大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号)及び学校教育法(昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号)に則り、文化の一起因ともいべき英語を教授研究し、かつそれを根底とする専門職業に重きを置く大学教育と国際活動に必要な教養を施し、国家社会に有用なる人物を育成することを目的とする。

(点検及び評価)

第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条に規定する目的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 本学は、教育研究活動等の状況について、一定期間ごとに認証評価(文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価)を受けるものとする。
- 3 第 1 項に規定する点検及び評価を行うための体制並びに前項に規定する認証評価を受けるための体制、その他に関する必要な事項は、別に定める。

第 2 章 学科、入学定員及び収容定員

(学 科)

第 3 条 本学に、キャリア英語科を置く。

(学科の目的)

第 3 条の 2 キャリア英語科の目的は、次のとおりとする。

キャリア英語科は英語の学修を通して、高度な語学力、地域や文化についての専門的知識及び国際社会で活躍するにふさわしい高い見識並びに豊かな教養を身につけ、各自のキャリア形成を通して世界の平和に貢献する人材を育成することを目的とする。

(入学定員及び収容定員)

第 4 条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

キャリア英語科 入学定員 70 人 収容定員 140 人

第 3 章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第 5 条 本学の修業年限は、2 年とする。

(在学年限)

第 6 条 学生は、4 年を超えて在学することができない。ただし、第 34 条に規定する再入学を許可された者(以下「再入学生」という。)は、退学前又は除籍前の在学年数を通算して 4 年を超えて在学することができない。

- 2 第 19 条の 2 の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)の在学年限は、当該期間に 2 年を加えた期間とする。
- 3 前 2 項の在学年限には、休学期間を算入しない。

第 4 章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第 7 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学 期)

第 8 条 学年を、春学期及び秋学期の 2 学期に分ける。

春学期 4 月 1 日から 9 月 19 日まで

秋学期 9月20日から翌年3月31日まで
(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 本学創立記念日 5月18日
- (4) 春期休業
- (5) 夏期休業
- (6) 冬期休業

2 前項に規定する第4号から第6号までの休業期間は、学年暦による。

3 特に必要があると認めたときは、臨時に休業日を変更することがある。

4 第1項の規定に拘わらず、教育上必要があると認めたときは、休業日に授業等を行うことができる。

第5章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第10条 本学は、学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(教育課程の編成方法)

第10条の2 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成し、別表1のとおりとする。

2 前項別表1に掲げるもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。

(単位の計算方法)

第11条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第13条に定める授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第12条の2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、学期ごとに15週その他本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(授業の方法)

第13条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

(履修登録)

第13条の2 学生は、開講前に履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項の規定により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

3 履修に関する必要な事項は、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第14条 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ

め明示するものとする。

- 2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(単位の授与)

第 15 条 各授業科目を一定期間以上履修し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を与えるものとする。

- 2 試験に関する必要な事項は、別に定める。

(学修の評価)

第 16 条 学修の評価は、100 点満点で 60 点以上を合格とし、その評価の区分は、次のとおりとする。

A ⁺	90 点～100 点	A	80 点～89 点	B	70 点～79 点
C	60 点～69 点	D	0 点～59 点	F	失格

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第 17 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

- 3 前 2 項に関する必要な事項は、別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第 18 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30 単位を超えないものとする。
- 3 前 2 項に関する必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 19 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生等として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、第 17 条第 2 項の場合に準用する。
- 3 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより、単位を与えることができる。
- 4 前 3 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、15 単位を超えないものとする。ただし、本学において修得した単位以外のものについては、第 17 条第 1 項及び前条第 1 項と合せるときは、30 単位を超えないものとする。この場合において、第 17 条第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合せるときは、45 単位を超えないものとする。

5 前4項に関する必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第19条の2 学生が、職業を有している等の事情により、第5条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修に関する必要な事項は、別に定める。

(長期履修の期間の短縮)

第19条の3 前条第1項の規定により許可された者が履修期間を短縮し、卒業を希望するときは、定められた期限までに願い出なければならない。

2 長期履修の期間の短縮に関する必要な事項は、別に定める。

(再入学の既修得単位の認定)

第19条の4 再入学生の既修得単位の認定については、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第20条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の規定に基づき実施するために、ファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)委員会を置く。

3 FD委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第6章 卒業の要件、卒業の認定及び学位の授与

(卒業の要件)

第21条 本学を卒業するためには、第5条に規定する修業年限(長期履修する者にあつては、当該長期履修を認められた期間)在学し、別表1に定められた授業科目の区分毎に所定の単位を修得し、合計62単位以上を修得しなければならない。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第13条第2項の授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

(卒業の認定)

第22条 前条に規定する卒業要件を満たした者に対して、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 卒業の時期については、3月又は9月とする。

(学位の授与)

第23条 学長は、前条第1項の規定により卒業を認定した者には、学位記を授与する。

2 本学の授与する学位は、短期大学士(英語)とする。

3 学位に関する必要な事項は、別に定める。

第7章 学籍の取得、喪失及び異動等

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、学期始めとする。

(入学資格)

第25条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、所定の入学試験に合格した者でなければならない。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者でも文部科学大臣指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準に満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

2 入学試験に関する必要な事項は、別に定める。

（入学志願の手続き）

第26条 入学志願者は、別に指定する期間内に、入学願書及び別に定める書類を提出するとともに、所定の入学検定料を納入しなければならない。

2 既納の入学検定料は返付しない。

（入学検定料の特別措置）

第26条の2 自然災害等被害を被った地域が災害救助法に適用されたときは、入学検定料を返付することがある。

2 前項の規定に関する必要な事項は、別に定める。

（入学手続き及び入学許可）

第27条 入学試験に合格した者は、別に指定する期間内に、誓約書、保証書及び別に定める書類を提出するとともに、所定の学費を納入しなければならない。

2 学長は、前項の規定により入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（保証人）

第28条 保証人は、父又は母とする。ただし、父母なき者については、これに代わる親族、その他で独立の生計を営み、その責務を果せる者とする。

2 保証人は、その学生の在学中に係る一切の事項につき、連帯の責任を負わなければならない。

（保証人の異動等）

第29条 本人及び保証人に転居又は改姓名等異動があった場合は、その旨を直ちに届け出なければならない。保証人が死亡したとき、又はその他の事由でその責を果たし得なくなったときは、新たに保証人を定めて、誓約書・保証書を提出しなければならない。

（休学）

第30条 疾病、その他やむを得ない事由により長期にわたり授業に出席できない者は、医師の診断書又は詳細に事由を具した保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者には、休学を命ずることがある。

3 休学を許可された者は、その期間授業及び試験を受けることができない。

（休学期間）

第31条 休学期間は、学期を単位とし、通算して4学期を超えることができない。

2 休学願は、次表に定める期限までに提出しなければならない。

	休学願提出期限
春学期休学する場合	5月20日
秋学期休学する場合	11月20日

(復学)

第32条 休学者が復学を希望する場合は、保証人連署の復学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。ただし、疾病回復による復学は、通学が可能という医師の診断書を添付しなければならない。

2 復学の時期は、学期始めとし、休学期間内の途中での復学は、原則として認められない。

3 復学の手続きは、休学期間内の定められた期日までに願出しなければならない。

(退学)

第33条 疾病、その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、その理由を具した保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第34条 前条の規定による退学者又は第36条第3号及び第4号の規定による除籍者が保証人連署の再入学願を提出するときは、相当年次に入学を許可することがある。ただし、第59条第2項の規定により退学した者が再入学を希望したときは、これを認めない。

2 学長が必要と認める場合には、試験を課すことがある。

3 再入学願は、退学後又は除籍後4年以内に提出しなければならない

(転学)

第35条 在学中、他の短期大学又は大学に入学若しくは転学することができる。ただし、この場合は本学に退学願を提出しなければならない。

(除籍)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍とする。

(1) 第6条の規定による在学年限を超えた者

(2) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

(3) 休学期間終了日までに復学、休学又は退学の手続きをとらない者

(4) 学費納入の義務を怠り、督促及び除籍勧告を受けても誠意なく納入しない者

(5) 単位修得不足及び成績不振により成業の見込みがないと認められる者

2 前項第5号に関する必要な事項は、別に定める。

第37条 削除

(留学)

第38条 外国の短期大学又は大学への留学を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により留学する場合、当該留学学期中の学費及び代理徴収金を納入しなければならない。納入方法に関する必要な事項は、別に定める。

3 留学に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 学費及びその他納付金

(学費及びその他納付金)

第39条 学費は、入学金、授業料、教育充実費及び学園振興協力費とする。

2 その他納付金は、諸費用、履修料等及び手数料とする。

3 第27条及び第34条に規定する者を除き、学費は、別に指定する各学期始めの期限までに当該学期分を納入しなければならない。ただし、春学期分・秋学期分の2期分の学費を一括して納入することもできる。

(選択種目履修費等)

第 40 条 選択種目履修費、実習費及び語学研修費等については、別に指定する期間内に納入しなければならない。

(追試験)

第 40 条の 2 追試験の受験料は、別に指定する期間内に納入しなければならない。

(科目等履修生等)

第 41 条 科目等履修生等の選考料、登録料、履修料は、別に指定する期間内に納入しなければならない。

(代理徴収金)

第 42 条 本学は、英志会、後援会、校友会等から会費等の徴収を委託された場合、これを代理徴収する。その額は別に定めることとし、学費と共に納入しなければならない。

(長期履修学生の学費)

第 42 条の 2 第 19 条の 2 の規定による長期履修学生の学費(入学金を除く。)は、修業年限 2 年分の総額を、当該長期履修の期間の年数で除した額とする。

2 長期履修する期間の短縮を願い出た者が短縮を認められたときは、納入すべき学費との差額を納入しなければならない。

3 長期履修学生は、学費の納期変更を一切適用しない。

4 長期履修学生で、除籍の対象となる者を除き、長期履修の期間を終了してもなお卒業できずに在学するときの学費は、通常の場合と同額とする。

(学費の延納)

第 43 条 経済的事情、家庭の事情、その他特別の事由がある場合は、学長の許可を得て学費を延納することができる。

(休学在籍料)

第 44 条 第 30 条の規定により休学する場合は、当該学期分の休学在籍料を納入しなければならない。

(退学者及び懲戒を受けた者)

第 44 条の 2 第 33 条の規定により退学を許可された者は、当該学期分の学費を納入しなければならない。

2 第 59 条の規定により謹慎、停学又は退学を命じられた者は、当該学期分の学費を納入しなければならない。

(既納の学費)

第 45 条 既納の学費及びその他納付金は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、学費納入後に第 30 条の規定により休学する場合、第 44 条の規定により休学中に納入すべき額と既納の学費(入学金を除く)の差額を返付する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、他大学と併願可能な入学試験において第 27 条第 1 項の規定により入学手続きを完了した者が、別に指定する期間内に所定の手続きを経て入学を辞退した場合、学費(入学金を除く)を返付する。

(入学金の免除)

第 45 条の 2 本学に、入学金免除を行う制度を設ける。

2 前項の規定に関する必要な事項は、別に定める。

(学費及びその他納付金の額及び納入方法)

第 46 条 学費及びその他納付金の額及び納入に関する必要な事項は、別に定める。

(家計困窮者に対する学費免除)

第 47 条 家計困窮者に対し学費免除に関する必要な事項は、別に定める。

第9章 職員組織

(学長、副学長及び科長)

第48条 本学に、学長を置く。

- 2 本学に、副学長及び科長を置くことがある。
- 3 学長、副学長及び科長の選任に関する必要な事項は、別に定める。

(職員の構成)

第49条 本学に、一定数の教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。

- 2 前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことがある。
- 3 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 4 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 5 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 6 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 7 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 8 第3項から第7項に規定する教授、准教授、講師、助教及び助手の資格審査に関する必要な事項は、別に定める。

(研修の機会等)

第49条の2 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修その他必要な取り組みを行うものとする。

- 2 前項に定める取り組みを実施するために、スタッフ・ディベロップメント(以下「SD」という。)委員会を置く。
- 3 SD委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 教授会

(教授会)

第50条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第51条 教授会は、学長及び専任の教授・准教授・講師をもって構成する。

- 2 教授会には、前項に掲げる者のほか、職員を加えることができる。

(教授会の審議事項)

第52条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前二号に規定するもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び科長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 教授会に関するその他の必要な事項は、別に定める。

(委員会等)

第 52 条の 2 本学に学長直轄又は諮問機関として委員会又は会議(以下「委員会等」という。)を置く。

2 委員会等に関する必要な事項は、別に定める。

第 11 章 付属図書館及び国際言語平和研究所

(付属図書館)

第 53 条 本学に付属図書館を置く。

2 付属図書館は、図書及びその他の図書館資料を収集管理し、教育研究に資することを目的とする。

3 付属図書館に関する事項は、別にこれを定める。

(国際言語平和研究所)

第 53 条の 2 本学に国際言語平和研究所を置く。

2 国際言語平和研究所は、「言語を通して世界の平和を」の建学の精神の下に、外国語及び国際社会と地域文化に関する学術的研究・調査を積極的に推進し、学術・文化の向上及び世界の平和に寄与することを目的とする。

3 国際言語平和研究所に関する必要な事項は、別に定める。

第 12 章 科目等履修生等及び特別聴講学生

(科目等履修生等)

第 54 条 本学の学生以外の者で、本学において 1 又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、在学生の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生等として入学を許可することがある。

2 科目等履修生等に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 55 条 本学と交流協定を締結する短期大学又は大学の学生で、本学の特定の授業科目の履修を志望する者があるときは、当該短期大学又は大学との協議により、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

第 13 章 公開講座

(公開講座)

第 56 条 外国語教育の普及を図り、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開講することがある。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第 14 章 賞 罰

(表 彰)

第 57 条 品行方正、学業成績優秀、課外活動等で他の学生の模範となる者は、表彰することがある。

2 表彰に関する必要な事項は、別に定める。

(懲 戒)

第 58 条 本学の学則及び諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、

教授会の議を経て、学長が懲戒する。

(懲戒の種類)

第 59 条 懲戒の種類は譴責、謹慎、停学及び退学とする。

2 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学内の秩序をみだし、その他学生としての本分に反した者

第 15 章 奨学制度

(奨学金)

第 60 条 本学に、給費の奨学制度を置く。

2 奨学制度に関する必要な事項は、別に定める。

第 16 章 学生の修学・生活支援等及び健康管理

(学生の修学・生活支援等)

第 61 条 本学は、学生の修学支援、学生生活・課外活動支援、留学支援、キャリア支援等及び指導助言のための事務組織を設ける。

(ランゲージセンター)

第 61 条の 2 本学にランゲージセンターを置く。

- 2 ランゲージセンターは、学生の外国語能力の向上を正課外で支援するとともに、本学が有する語学教育資源を広く学外に提供することにより、地域・社会への貢献に資することを目的とする。
- 3 ランゲージセンターに関する必要な事項は、別に定める。

(保健室)

第 61 条の 3 本学は、学生及び教職員の健康管理、健康相談等するため、保健室を置く。

- 2 学生及び教職員は、毎年実施する健康診断を全員受診しなければならない。
- 3 保健室に関する必要な事項は、別に定める。

第 17 章 改 廃

(改 廃)

第 62 条 この学則の改廃は、教授会及び理事会の議を経て行う。

附 則

第 58 条 本学則は、昭和 25 年 4 月 1 日より之を適用する。

附 則

第 55 条 本学則は、昭和 27 年 4 月 1 日より之を適用する。但し、本学則適用の際、第二年次以上に在学するものについては、尚従前の学則による。

附 則

第 76 条 本学則は、昭和 31 年 4 月 1 日より之を適用する。

附 則

第 73 条 本学則は、昭和 33 年 4 月 1 日より之を適用する。

附 則

第 63 条 本学則は、昭和 35 年 4 月 1 日より之を適用する。

昭和 33 年 4 月以前に英語科第一部或いは英語商業科第一部に入学し本学則適用のときに於いて卒業に至らない者に対しては、なお従前の学則を適用するものとする。

附 則

第 62 条 本学則は、昭和 36 年 4 月 1 日より之を適用する。

附 則

本学則は、昭和 39 年 4 月 1 日より之を適用する。

附 則

本学則は、昭和 41 年 4 月 1 日より之を適用する。

附 則

本学則は、昭和 42 年 4 月 1 日より之を適用する。

附 則

本学則は、昭和 44 年 4 月 1 日より之を適用する。

附 則

本学則は、昭和 49 年 4 月 1 日より之を適用する。

附 則

本学則は、昭和 50 年 4 月 1 日より之を適用する。

附 則

本学則は、昭和 51 年 4 月 1 日よりこれを適用する。

附 則

本学則は、昭和 52 年 4 月 1 日よりこれを適用する。

附 則

本学則は、昭和 53 年 4 月 1 日よりこれを適用する。

附 則

本学則は、昭和 55 年 4 月 1 日よりこれを適用する。

附 則

本学則は、昭和 57 年 4 月 1 日よりこれを適用する。

附 則

本学則は、昭和 58 年 4 月 1 日よりこれを適用する。

附 則

本学則は、昭和 59 年 4 月 1 日よりこれを適用する。

附 則

本学則は、昭和 60 年 4 月 1 日よりこれを適用する。

附 則

本学則は、昭和 61 年 4 月 1 日よりこれを適用する。

附 則

本学則は、昭和 62 年 4 月 1 日よりこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和 63 年 4 月 1 日よりこれを施行する。

附 則

本学則は、平成元年 4 月 1 日よりこれを施行する。

附 則

本学則は、平成2年4月1日よりこれを施行する。ただし、第8条第2項については、平成元年4月1日より施行する。

附 則

本学則は、平成3年4月1日よりこれを施行する。

附 則

本学則は、平成3年10月1日よりこれを施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成4年4月1日からこれを施行する。
- 2 第8条第2項については、平成元年4月1日より施行する。
- 3 第10条については、平成4年3月19日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成5年度以前の入学生については、第3章および第4章は適用されない。当該事項については、なお、従前の例による。その他学則の適用に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年4月1日前に入学した者で従前の第4条および第8条を修得したものについての必要な事項は別に定める。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成10年4月1日前に入学した者で従前の第4条についての必要な事項は別に定める。
- 3 平成11年4月1日に入学した者で教職課程を履修している者は、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 40 条の 2 については、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(昭和 27 年 4 月 1 日改正、昭和 31 年 4 月 1 日改正、昭和 33 年 4 月 1 日改正、昭和 35 年 4 月 1 日改正、昭和 36 年 4 月 1 日改正、昭和 39 年 4 月 1 日改正、昭和 41 年 4 月 1 日改正、昭和 42 年 4 月 1 日改正、昭和 44 年 4 月 1 日改正、昭和 49 年 4 月 1 日改正、昭和 50 年 4 月 1 日改正、昭和 51 年 4 月 1 日改正、昭和 52 年 4 月 1 日改正、昭和 53 年 4 月 1 日改正、昭和 55 年 4 月 1 日改正、昭和 57 年 4 月 1 日改正、昭和 58 年 4 月 1 日改正、昭和 59 年 4 月 1 日改正、昭和 60 年 4 月 1 日改正、昭和 61 年 4 月 1 日改正、昭和 62 年 4 月 1 日改正、昭和 63 年 4 月 1 日改正、平成元年 4 月 1 日改正、平成 2 年 4 月 1 日改正、平成 3 年 4 月 1 日改正、

平成3年10月1日改正、平成4年4月1日改正、平成5年4月1日改正、平成6年4月1日改正、平成7年4月1日改正、平成8年4月1日改正、平成9年4月1日改正、平成10年4月1日改正、平成11年4月1日改正、平成12年4月1日改正、平成13年4月1日改正、平成14年4月1日改正、平成15年4月1日改正、平成16年4月1日改正、平成17年4月1日改正、平成18年4月1日改正、平成18年11月30日改正、平成19年1月30日改正、平成20年3月22日改正、平成21年3月21日改正、平成22年2月24日改正、平成23年1月27日改正、平成23年11月24日改正、平成25年7月11日改正、平成26年1月30日改正、平成27年2月25日改正、平成28年2月24日改正、平成29年1月24日改正、平成29年6月5日改正、平成30年2月13日改正、平成30年9月19日改正、平成30年11月5日改正、令和元年11月11日改正、令和3年1月23日改正、令和3年7月29日改正、令和5年3月6日改正、令和5年5月30日改正、令和6年3月15日改正、令和7年3月11日改正)

別表1 授業科目の区分と単位数

次表のとおり、総合科目4単位、専門科目(選択必修)28単位、「Graduation Project II」2単位を含む)、専門科目(選択)18単位及び教養科目12単位をそれぞれ修得し、合計62単位を修得しなければならない。

科目区分	1 年次・春学期		1 年次・秋学期		2 年次・春学期		2 年次・秋学期		卒業 要件
	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	
総合科目	基礎ゼミナール	2	言語と平和	2					4
	Reading and Writing I	2	Reading and Writing II	2	Reading and Writing III	2			
	Listening and Speaking I	2	Listening and Speaking II	2	Listening and Speaking III	2			
	Research and Presentation I	2	Research and Presentation II	2	Graduation Project I	2	Graduation Project II	2	28
	Test Preparation I	2	Test Preparation II	2	Studies in English Speaking Countries	2	Integrated English Practice A	2	
専門科目	Communicative Grammar	2					Integrated English Practice B	2	
							Integrated English Practice C	2	
	英日翻訳入門	2	Public Speaking I	2	Academic Writing	2	Academic Reading	2	
	英語学・英語教育入門	2	通訳入門	2	Discussion Skills	2	児童英語教育	2	
			国際関係論入門	2	Public Speaking II	2			
			時事英語	2	TOEIC対策 I	2	TOEIC対策 II	2	
			編入学対策英語 I	2	編入学対策英語 II	2			
			ビジネス英語 I (ホテル実務)	2	ビジネス英語 III (エアライン実務)	2			
			ビジネス英語 II (旅行実務)	2	ビジネス英語 IV (貿易実務)	2			
					オフィス英会話 (秘書英語)	2			
外国語領域	日本語を母語としない学生用	2							18
	日本語 I	2							
	日本語 II	2							
	日本の歴史と文化	2	日本文化への視点	2	自然・環境を考える	2			
	国内観光で活きる地理	2							
教養科目	国際観光都市・京都を知る	2	海外観光で活きる地理	2			国際政治と社会	2	12
	健康科学の理論と実践	2	数的理解	2	現代社会と情報	2	生活の中の法律	2	
	情報技術の実践	2							
	キャリアアブランシング	2	キャリアベーシック	2					
	ビジネス教養 (マナーと表現力)	2	コミュニケーションと仕事 (PBL)	2					
共通	科目等履修科目								1~12
	大学コンソーシアム京都科目								1~12
	海外留学認定科目								1~24
	短期留学								1~4
	キャリア形成支援プログラム								1~4
再入学時認定科目					外国語技能検定試験 (英語以外)	2			
					情報処理検定試験	2			
再入学時認定科目									1~12
合計									62